

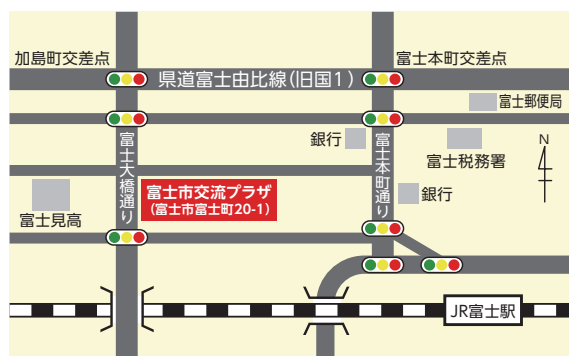
税の申告を忘れずに

所得税の確定申告

確定申告会場

富士市交流プラザ 2階多目的ホール

時 2月17日(月)～3月17日(月)
9:00～17:00(土・日曜日、祝日を除く)



※できるだけ、公共交通機関をご利用ください。
※富士市交流プラザでは、申告に関するお問い合わせを受け付けていません。

■会場への入場は、「入場整理券」が必要です。
・整理券は、事前にLINEで入手できます。



・当日も整理券を配付します。配付状況により、入場をお断りする場合があります。

■次のいずれかに該当する人は、富士市交流プラザで申告してください。
・給与や営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡(土地・建物・株式など)、山林などの所得のある人
・贈与税の申告をする人

■2月17日(月)～3月17日(月)は、税務署の窓口では申告できません。



本人のスマートフォンを使って
申告書の作成をサポートします。

事前説明会場

富士宮市役所 7階特大会議室

時 1月27日(月)～31日(金)9:30～16:00
(31日(金)は15:00まで)

対 ・年金所得のある人
・初めて住宅ローン控除を申告する人

定 各日100人(先着順)

富士市交流プラザ 2階多目的ホール

時 2月12日(水)～14日(金)9:00～17:00

対 ・年金所得のある人
・初めて住宅ローン控除を申告する人

定 会場への入場には、「入場整理券」が必要です。



年金所得のある人の申告

公的年金などの収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。

※住民税の申告は必要です(6ページ参照)。

注意

所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。



納税は口座振替(自動振込)で

指定した金融機関の口座から納付できます。

【振替納付日】 4月23日(水)

手続き

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署の窓口へ



申告・納付期限 3月17日(月)まで

問 国税相談専用ダイヤル
☎0570-00-5901 (ナビダイヤル)
富士税務署 確定申告電話相談センター
☎0545-61-2460 (番号「0」を選択)

出張相談会場

富士宮市役所 7階特大会議室

時 2月17日(月)～28日(金)9:30～16:00
受け付けは15:00まで
(12:00～13:00、土・日曜日、祝日を除く)

対 ・年金所得のある人
・60歳以上の人
・障がいのある人

3月17日(月)までは、
富士市交流プラザで
相談できます。



無料税務相談会場

富士宮市役所 7階710会議室

時 2月17日(月)～28日(金)9:30～16:00
受け付けは15:00まで
(12:00～13:00、土・日曜日、祝日を除く)

対 ・事業所得や不動産所得のある人*
※令和6年の所得金額が300万円以下で、令
和5年の課税売上が3,000万円以下の人
他 税理士が無料で相談に応じます。

自宅で確定申告

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用して、確定申告書を作成すると、パソコンやスマートフォン、または郵送で申告できます。様式をダウンロードすることもできます。

確定申告書作成コーナー 🔍

申告書作成・様式は
こちら



作成時に困ったら、ご利用ください。

■チャットボット(ふたば)

質問を入力すると、自動で回答が表示されます。



■タックスアンサー

国税に関するよくある質問と回答を確認することができます。



■動画チャンネル

確定申告書作成コーナーの操作方法などを動画で見ることができます。



問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901(ナビダイヤル)
☎03-5638-5171

スマホやパソコンで

マイナンバーカードを利用すると、e-Taxから申告できます。

詳しくは、e-Taxウェブサイトをご覧ください。

HP <https://www.e-tax.nta.go.jp>



マイナンバーカードを利用するときは 2種類の暗証番号が必要です

■署名用電子証明書(6～16桁の大文字英字・数字)

■利用者証明用電子証明書(4桁の数字)

暗証番号がわからない場合や電子証明書の有効期限が切れている場合は、市役所1階市民課窓口で再設定または更新をすることができます。

問 市民課 ☎22-1134



郵送で

提出先 〒416-8650 富士市本市場297-1
富士税務署 宛